

令和4年度第2次補正予算行政事業レビューシート							(内閣府)			
事業名	SBIR (Small Business Innovation Research) 制度の抜本拡充			担当部局庁	科学技術・イノベーション推進事務局		作成責任者			
事業開始年度	令和4年度	事業終了(予定)年度	令和9年度	担当課室	参事官(イノベーション推進担当)		武田 憲昌			
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条、第34条の8～14			関係する計画、通知等	「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定) 「統合イノベーション戦略2022」(令和4年6月3日閣議決定) 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」について(令和4年10月28日)					
主要政策・施策	科学技術・イノベーション			主要経費	文教及び科学振興					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3程度以内)	スタートアップを育成する際、公共調達の活用が重要であり、公共調達を見据えた技術開発支援であるSBIR制度に基づく指定補助金等の拡充を行うとともに、スタートアップ又はスタートアップが加わった一定の要件を満たすコンソーシアムに限って支出できる特別枠を設定する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	SBIR制度の支援対象に新たに先端技術分野の実証フェーズ等を追加し、スタートアップ等による先端技術分野の技術実証の成果の社会実装を推進する。									
実施方法	委託・請負、補助									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		補正予算	0	0	0	0				
		令和4年度第2次補正予算	0	0	0	206,000				
		前年度から繰越し	0	0	0	0				
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0				
		予備費等	0	0	0	0				
		計	0	0	0	206,000				
	執行額									
	執行率(%)									
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)									
令和4年度第2次補正予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度第2次補正予算	主な増減理由							
	中小企業イノベーション創出推進事業費補助金	206,000								
	計	206,000								
活動内容 (アクティビティ)	SBIR制度の支援対象に新たに先端技術分野の実証フェーズ等を追加し、スタートアップ等による先端技術分野の技術実証の成果の社会実装を推進する。									
活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	5年度活動見込	
			活動実績	-	-	-	-	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標年度	目標最終年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
政策評価、新経済関係	政策評価	政策								
		施策	政策評価書URL							
	取組事項	分野:	文教・科学技術	2. イノベーションによる歳出効率化等						
		(新経済・財政再生計画改革工程表 2021) URL:	https://www.5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/report_211223_2.pdf							
	該当箇所	P101 13b.スタートアップ・エコシステム拠点都市への支援や新しい日本版SBIR制度の促進など、スタートアップ創出・成長の支援等、イノベーション・エコシステムの形成に向けた取組の推進。								

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	スタートアップの育成は日本経済のダイナミズムと成長を促し社会課題を解決する鍵であるため、社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	我が国は、米国に比してスタートアップに支出されるSBIR制度に基づく補助金等の支出規模が不十分であるなどの課題が存在している。スタートアップを育成する際、公共調達の利用が重要であり、公共調達を見据えた技術開発支援であるSBIR制度に基づく指定補助金等の拡充は、国が行うべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等において、SBIR制度によるスタートアップへの支援の抜本拡充を図ることとされており、優先的に実施すべき事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	-	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	-	
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	
関連事業	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		具体の実施スキーム等については関係省庁と調整中
	事業番号	事業名	

備考

関連する過去のレビューシートの実業番号

令和3年度

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



※具体の実施スキーム等については関係省庁と調整中